

令和8年定例会 提出議案件名一覧表(9月14日上程分)

~~議案第95号~~	~~令和8年度三重県一般会計補正予算(第4号)~~	※9月28日採決済
~~議案第96号~~	~~令和8年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)~~	※9月28日採決済
議案第97号	令和8年度三重県一般会計補正予算(第5号)	
議案第98号	三重県カスタマーハラスメント防止条例案	
議案第99号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	
議案第100号	三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案	
議案第101号	三重県景観づくり条例の一部を改正する条例案	
議案第102号	工事請負契約について(三重県立国児学園寮舎棟ほか建築工事)	
議案第103号	工事請負契約について(近江島地区農村地域排水対策事業排水機製作据付工事)	
議案第104号	工事請負契約について(奈屋浦漁港県営水産生産基盤整備事業A防波堤地盤改良工事)	
議案第105号	工事請負契約について(一級河川木津川河川改修(統合堰下部工)工事)	
議案第106号	工事請負契約の変更について(一般国道422号(下地工区)道路改良(下地トンネル(仮称))工事)	
議案第107号	工事請負契約の変更について(盲学校・聾学校建築工事)	
議案第108号	損害賠償の額の決定及び和解について	
議案第109号	公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標について	
議案第110号	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第四期中期目標について	
認定第1号	令和7年度三重県水道事業会計決算	
認定第2号	令和7年度三重県工業用水道事業会計決算	
認定第3号	令和7年度三重県病院事業会計決算	
認定第4号	令和7年度三重県流域下水道事業会計決算	

請 願 取 り 下 げ 件 名 一 覧 表

委 員 会 名	受 理 番 号	件 名
政 策 企 画 雇 用 経 済 観 光	請 5 5 号	米 国 、 イ ス ラ エ ル に よ る イ ラ ン 攻 撃 の 即 時 中 止 と 停 戦 を 求 め る こ と に つ い て

令和 8 年定例会 9 月定例会 請願審査結果一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	9	7		2				
審査中分	1				1			
継続分								
計	10	7		2	1			

(請願)

(新規分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
総務地 域連携 交通	請 56	自動車関係諸税などの見直し に関する意見書の提出を求め ることについて	鈴鹿市平田町 1907 全日本自動車産業労働組合総連 合会 三重地方協議会 議長 宮端 整吾	伊藤 雅慶 世古 明 吉田 紋華 難波 聖子 芳野 正英 川口 円 山内 道明 田中 智也 東 豊 長田 隆尚 服部 富男	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
政策企画雇用 経済観光	請 57	カーボンニュートラル達成に向けた自動車産業への支援の 拡充等に関することについて	鈴鹿市平田町 1907 全日本自動車産業労働組合総連 合会 三重地方協議会 議長 宮端 整吾	伊藤 雅慶 世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明 田中 智也 東 豊 長田 隆尚 服部 富男	採択	
教育警察	請 58	子どもの貧困対策の推進と就 学・修学支援に関わる制度の拡 充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明 東 豊 服部 富男	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警察	請 59	教職員の欠員を速やかに解消 する施策の実行および教職員 定数改善計画の策定・実施と教 育予算拡充を求めることにつ いて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明	採択	
教育警察	請 60	防災対策の充実を求めること について	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	世古 明 市川 岳人 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 石垣 智矢 山内 道明 田中 祐治 東 豊 服部 富男	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警察	請 61	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明	採択	
教育警察	請 62	子どもの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名	世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
教育警察	請 63	県独自の学級編制基準の改善によって、25 人下限条件をなくし、真の 30 人学級実現を求めることについて	四日市市笹川 1 丁目 52-16 30 人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	吉田 紋華	不採択	
教育警察	請 64	先生増やして、ゆきとどいた教育を求めることについて	亀山市本町 4-7-9-1 教員不足の解消を求める連絡会 代表 川邊 一弘	吉田 紋華	不採択	

(審査中分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
政策企 画雇用 経済観 光	請 55	米国、イスラエルによるイラン 攻撃の即時中止と停戦を求め ることについて	津市乙部 14－18 三重県平和委員会 代表者 西尾 比呂也	吉田 紋華	審査中 ※取下げ 願提出済	

令和 8 年定例会 9 月定例会会議 意見書案一覧表

令和 8 年 1 0 月

[意見書案]

○政策企画雇用経済観光常任委員会提出

意見書案第 1 1 号 ホルムズ海峡の安定化に向けたイラン周辺における紛争の
停止に向けた取組を求める意見書案

意見書案第 1 2 号 カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の
拡充等に関する意見書案

○総務地域連携交通常任委員会提出

意見書案第 1 3 号 自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

○教育警察常任委員会提出

意見書案第 1 4 号 子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する
制度の拡充を求める意見書案

意見書案第 1 5 号 教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職
員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求
める意見書案

意見書案第 1 6 号 学校における防災対策の充実を求める意見書案

意見書案第 1 7 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

○議員発議

意見書案第 1 8 号 特定の有機フッ素化合物による水環境汚染の防止対策に係
る法整備及び財政支援を求める意見書案

意見書案第 1 9 号 難病医療費助成制度に係る臨床調査個人票等の取得に係る
患者の自己負担軽減を求める意見書案

意見書案第 1 1 号

ホルムズ海峡の安定化に向けたイラン周辺における紛争の停止に
向けた取組を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

提 出 者

政策企画雇用経済観光常任委員長 龍 神 啓 介

ホルムズ海峡の安定化に向けたイラン周辺における 紛争の停止に向けた取組を求める意見書案

令和8年2月28日、米国及びイスラエルによるイランへの攻撃以降、イスラエルとイランとの間の攻撃の応酬により、双方に民間人を含む多数の死傷者が発生した。同年6月、戦闘の終結等が合意されたものの、ホルムズ海峡を通行する船舶が攻撃を受けるなど、中東情勢は、不安定な状態が続いている。このため、中東地域から輸入する原油についても、供給が不透明な状況にある。

多様な産業が集積する本県においても、事業経営への影響が強く懸念される。

ホルムズ海峡は、世界の物流の要衝であり、国際公共財である。ホルムズ海峡の安定を回復し、全ての国の船舶の航行の自由及び安全が確保されるよう、国際社会と連携し、あらゆる外交的手段によって取り組むことが緊要である。

さらに、我が国は、国際の平和及び安全の維持を目的とする国際連合憲章を遵守し、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決に向けて、重要かつ建設的な役割を果たす責務がある。

よって、本県議会は、国において、ホルムズ海峡の安定化の実現のため、関係国に対し、停戦合意に向けて働きかけられるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

経済産業大臣

中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣

意見書案第 1 2 号

カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業への支援の拡充等
に関する意見書案

上記提出する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

提 出 者

政策企画雇用経済観光常任委員長 龍 神 啓 介

カーボンニュートラル実現に向けた 自動車産業への支援の拡充等に関する意見書案

自動車産業は、我が国の経済及び地域の雇用を支える裾野の広い基幹産業であり、本県においても地域経済を牽引する産業の一つである。一方で、カーボンニュートラルの実現、GX・DXの進展、電動化への対応、原材料・エネルギー価格の高騰、人手不足、国際競争の激化など、自動車産業を取り巻く環境は大きく変化しており、産業全体が大きな転換期を迎えている。

政府は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、自動車産業に関しては電動化を推進し、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%、電動車の普及に必要な充電インフラ及び水素ステーションの整備といった目標を掲げている。しかし、電気自動車は車両価格の高さ、充電インフラの不足、充電に時間がかかることなどから普及が十分に進んでおらず、水素ステーションについても整備目標を大きく下回る状況が続いている。

次世代エネルギー車の普及を進めるには、車両価格の低減、充電・充電インフラの整備など利用環境の一層の充実が不可欠で、サプライチェーン全体の競争力強化が重要である。しかし、電動化、脱炭素化、先進安全技術及びデジタル化への対応に必要な研究開発及び設備投資には多額の資金を要するため、成長投資・事業転換を進める上で大きな課題となっている。

よって、本県議会は、国において、次世代エネルギー車の普及促進に向けた総合的な施策を講じることにより、持続可能なモビリティ社会の実現と我が国のグリーン成長戦略の確かな実行、力強い地域経済と雇用の維持・発展につなげていくため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 次世代エネルギー車の普及に資する環境整備を推進すること。

- 2 サプライチェーン全体の競争力強化に向けた成長投資・事業転換の支援を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

G X 実行推進担当大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書案第 13 号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 10 月 8 日

提 出 者

総務地域連携交通常任委員長 野 村 保 夫

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

令和8年度税制改正の大綱に基づき、自動車関係諸税について、自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止、揮発油税等の当分の間税率の廃止などの見直しが図られた。

しかしながら、自動車の保有・走行の段階においては、自動車重量税の当分の間税率が維持されるなど、今なお、複雑かつ過重な税負担が課せられている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている中、電気自動車等に対する重量に応じた課税方式の導入等が検討されている。

自動車関係諸税等の簡素化及び軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方経済の活性化にもつながる。また、自動車関係諸税等の見直しにより、次世代モビリティの発展及びカーボンニュートラルの促進を図ることは、持続可能で誰もが自由で安全に移動できる社会の実現にもつながり、ひいては地域の独自性を活かした魅力ある地域づくりに資することが期待される。

よって、本県議会は、国において、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えることのないよう具体的な代替財源を確保することを前提として、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の当分の間税率を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の負担軽減を図ること。
- 2 燃料課税に関し、消費税との二重課税の解消を図ること。
- 3 車体課税の税収は、次世代モビリティの開発又は普及の促進のための特定財源とするとともに、燃料課税の税収は、カーボンニュートラルの実現に向けた取組のための特定財源とすること。
- 4 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とするなど、自動車ユーザーの負担軽減を図ること。

- 5 社会インフラの維持管理、更新、機能強化等に必要な財源の確保に当たっては、幅広い負担先から検討を行うこと。その際、異なる動力源間の税負担の公平を考慮しつつ、電気自動車等の普及を阻害することのないよう公平・中立・簡素・透明な課税の仕組みを構築すること。また、新たな税目を提案する場合は、使途を明確化すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

意見書案第 1 4 号

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 1 0 月 8 日

提 出 者

教育警察常任委員長 伊 藤 雅 慶

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

2025 年国民生活基礎調査によると、2024 年の子どもの貧困率は 11.0%であり、およそ 9 人に 1 人の子どもは貧困状態にあると言える。また、近年の物価高騰を背景に、とりわけひとり親家庭等の貧困率は約 45%と高く、子どもたちを取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このような中、本県においては、令和 7 年 3 月策定の「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」に基づき、教育に係る経済的負担の軽減等の施策を実施している。

同計画において、子どもの貧困は、経済面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲を含めて、子どもの権利や利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題と指摘しており、貧困の連鎖を断ち切るためには教育に係る公的支援が不可欠である。

本年 4 月から、所得制限が撤廃された高等学校等就学支援金により、世帯年収に関わらず高等学校等に通う生徒は授業料の支援を受けられるようになった。しかし、標準的な修業年限を超えて在学する期間は対象外となること、単位制の高等学校等においては支給対象単位数に上限があることなどは、改善すべき課題である。また、専攻科生徒への修学支援については、確固たる国の財源の割合を引き上げるべきである。

よって、本県議会は、国において、全ての子どもたちが自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備することにより教育の機会均等を一層充実させるため、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第 15 号

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数
改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 10 月 8 日

提 出 者

教育警察常任委員長 伊 藤 雅 慶

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書案

全国的に、学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」が発生しており、本県の公立学校でも、産休・育休取得者や病休者がいても必要な代替者の確保ができないなど、その状況は学期を追って深刻化している。

また、昨年度の小学校 35 人学級の完成を踏まえ、本年 3 月に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、段階的に中学校の学級編制の標準を 40 人から 35 人に引き下げるとともに、教職員定数の標準が改正された。しかし、学校教育の課題の複雑・多様化を背景に、多忙な教育現場の状況の改善には不十分であり、教職員定数の算定基礎となる「乗ずる数」の改定、特別支援学級及び特別支援学校の学級編制の標準の引下げ、幼稚園及び高等学校の教職員定数の改善、全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定及び実施等が必要である。

さらに、日本の教育費は、OECD加盟諸国と比べて私費負担の割合が高い上に、近年は教育のICT化に伴う費用等新たな保護者負担の増加が生じている。これらの教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに新たな教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を行われるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第 16 号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 10 月 8 日

提 出 者

教育警察常任委員長 伊 藤 雅 慶

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、子どもたちが学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、被災者支援の充実のため、本県では、令和7年度から、市町の避難所環境改善等を支援する補助金を創設するなど、対策を強化しているが、避難所の運営に関しては、災害関連死の防止、高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮など、改善すべき課題が山積している。これらの課題に対してそれぞれの自治体が十分に対応していくためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。内閣府が設置した南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて取りまとめられた令和7年3月の報告書によると、防災対策の推進によって被害の大幅な軽減が見込まれるとの推計がされていることから、学校における防災対策についても早急な推進が必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたち等の安全・安心を確保するため、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の更なる充実に取り組まれるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第 17 号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 10 月 8 日

提 出 者

教育警察常任委員長 伊 藤 雅 慶

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制及び機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

教育の機会均等を確保し、その水準の維持向上を図る義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置及び資質の向上、教育環境整備等の諸条件を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のＩＣＴ化が急速に進められ、ＧＩＧＡスクール構想の下１人１台端末が整備されたが、一方、教員の負担軽減に向けた統合型校務支援システムの整備状況及び学校ネットワーク環境整備で児童生徒数に応じた十分なネットワーク速度の確保については、自治体間格差が生じている。

また、教員以外の情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の学校における支援スタッフの配置について地方財政措置はあるものの、結果として同様の格差が生じている。

教育に自治体間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

自治体の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、子どもたちが豊かな人生を切り拓く上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、義務教育費国庫負担制度が、措置対象の拡充を含め、更に充実されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第 18 号

特定の有機フッ素化合物による水環境汚染の防止対策に係る法整備及び財政支援を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 10 月 8 日

提 出 者

伊 藤 雅 慶

世 古 明

吉 田 紋 華

難 波 聖 子

芳 野 正 英

川 口 円

山 内 道 明

特定の有機フッ素化合物による水環境汚染の 防止対策に係る法整備及び財政支援を求める意見書案

PFOA、PFOS、PFHxS及びLC-PFCAの特定の有機フッ素化合物（以下「PFOA等」という。）は、半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、界面活性剤等の幅広い用途で使用されてきた。しかし、その難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質のため、環境への排出が継続した場合には、分解が遅いために地球規模で環境中に蓄積され、環境及び食物連鎖を通じて人の健康及び動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性がある。そのため、予防的な取組の考え方から、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により、国際的に廃絶等の対策が採られ、また、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、製造・輸入等が原則禁止されている。

このため国内で新たに製造・輸入されることは原則ないが、過去に様々な形で環境中に排出されたものが、河川等の公共用水域、地下水等から検出されている。また、PFOA等の摂取による健康への影響は、まだ科学的かつ合理的な評価が確立していないものの、水道については、PFOA及びPFOSが水質基準化され、水道事業者等に、基準値の遵守と水質検査の実施が義務付けられたところであるが、将来的には、PFOA等の主要な発生源の解明、封じ込め又は除染といった根本的な対策が求められる。

よって、本県議会は、国において、国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民への分かりやすい情報の発信に取り組まれるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 PFOA等による地下水、河川及び水道水の汚染に対し、汚染源の調査並びに汚染の拡大防止及び除染の対策を総合的かつ継続的に推進す

るため、必要な法整備を早急に進めること。

- 2 P F O A等の発生源となり得る場所について、地下水等への浸出及び周辺環境への汚染拡大を防止するため、遮水、封じ込め、回収、除染その他必要な汚染防止措置を講じるための制度を整備するとともに、技術的支援を充実すること。
- 3 地方公共団体が実施するP F O A等の調査、監視、汚染源対策及び除染対策について、地方公共団体に過重な負担を生じさせることのないよう、国による十分かつ継続的な財政支援措置を講じること。
- 4 P F O A等の摂取による健康影響等に関する科学的知見の収集及び調査研究を促進するとともに、地下水、河川及び水道水の監視体制並びに住民への情報提供を充実すること。
- 5 地下水、河川及び水道水の安全確保に向け、国及び地方公共団体がそれぞれの責任と役割の下で連携し、汚染源対策から水環境の監視に至るまで、一貫した対策を推進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書案第 19 号

難病医療費助成制度に係る臨床調査個人票等の取得に係る患者の
自己負担軽減を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 10 月 8 日

提 出 者

伊 藤 雅 慶

世 古 明

市 川 岳 人

吉 田 紋 華

難 波 聖 子

芳 野 正 英

川 口 円

石 垣 智 矢

山 内 道 明

田 中 祐 治

東 豊

服 部 富 男

難病医療費助成制度に係る臨床調査個人票等の 取得に係る患者の自己負担軽減を求める意見書案

我が国では、治療方法が確立していない希少な疾病、長期にわたり療養を必要とする疾病等の指定難病と診断された患者に対し、医療費の経済的負担を軽減する助成制度が設けられており、患者及びその家族が安心して治療及び療養を受けることができるよう支援する重要な制度である。

しかし、難病医療費助成制度の新規申請及び更新の手続においては、臨床調査個人票その他必要とされる文書の添付が求められており、医療機関におけるこれらの文書作成に伴う料金を患者が支払っている。

難病患者の中には、疾病の症状、障がい、治療の継続等により、就労の継続が困難であったり、就労時間が制限されたりしている者も少なくない。そのような状況にある難病患者にとって、医療費以外に必要な費用は、軽視できない経済的負担となっている。

難病患者が安心して必要な治療及び療養を受けられるようにするためには、難病患者の経済的負担を軽減する仕組みを整備することが必要である。

よって、本県議会は、国において、以下の事項について、必要な措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 難病医療費助成制度の新規申請又は更新の手続等に必要となる臨床調査個人票その他必要とされる文書について、全国的な費用の水準及び仕組みを調査した上で、患者の自己負担を軽減する取組を検討すること。
- 2 難病患者及び患者団体の意見を十分に聴取することにより、難病医療費助成制度の新規申請及び更新の手続等における経済的負担の実態を把握した上で、難病患者が経済的な理由によって必要な制度利用を

断念することのないよう、改善を検討すること。

- 3 長期の療養が必要な難病患者の負担軽減を図るため、難病医療費助成の認定の有効期間を疾病の種類又は症状の固定の程度に応じて長期化し、慢性的な疾病については更新手続の頻度を下げること。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

令和8年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その10)		
区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (1件) 総務部	【議案第111号】 収用委員会委員の選任につ き同意を得るについて	予 算 条 例 その他議案 認 定 報 告 提 出 計 - 件 - 件 1 件 - 件 - 件 - 件 1 件 議案 1 件 収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの 津 市 稲 垣 朋 子

令和8年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その11)

区 分	件 名	概 要
◎認定 (12件)		予 算 件 条 例 案 件 その 他 議 案 件 認 定 12 件 報 告 3 件 提 出 1 件 計 16 件 議案 0件
	【認定第 5 号】 令和7年度三重県一般会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 6 号】 令和7年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 7 号】 令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 8 号】 令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 9 号】 令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 10 号】 令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 11 号】 令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの
	【認定第 12 号】 令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの

区 分	件 名	概 要
	【認定第 13 号】 令和7年度三重県林業改善 資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算 【認定第 14 号】 令和7年度三重県沿岸漁業 改善資金貸付事業特別会計 歳入歳出決算 【認定第 15 号】 令和7年度三重県中小企業 者等支援資金貸付事業等特 別会計歳入歳出決算 【認定第 16 号】 令和7年度三重県港湾整備 事業特別会計歳入歳出決算	地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの 地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの 地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの 地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの

区 分	件 名	概 要
◎報告 (3件) 総務部	【報告第 21 号】 私債権の放棄について	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条の規定に基づくもの
	＜参考＞ 雇用経済部:1件 3,645,516円 及び当該貸付金に係る違約金に関する債権 (中小企業高度化資金貸付金) 合 計:1件 3,645,516円	
	【報告第 22 号】 令和7年度決算に係る健全化 判断比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくもの
	＜参考＞ ・実質赤字比率 － % (－ %) 【3. 75】 ・連結実質赤字比率 － % (－ %) 【8. 75】 ・実質公債費比率 10. 5 % (11. 3 %) 【25. 0】 ・将来負担比率 161. 4% (164. 4%) 【400. 0】 ※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、 比率が算定されないため、「－」を表示している。()は昨年度の数値。 ※ 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、 いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。	
	【報告第 23 号】 令和7年度決算に係る資金不 足比率(特別会計分)につい て	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの
	＜参考＞ ○資金不足比率 令和7年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金 剰余(黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。	

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	令和7年度三重県内部統制 評価報告書	地方自治法第150条第6項の規定により、内部統制の整備状況及び運用状況について評価した報告書を監査委員の意見を付けて提出するものである。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第26回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和8年11月10日 1日間

(4) 派遣議員	荊原 広樹 議員	市川 岳人 議員
	龍神 啓介 議員	東 豊 議員
	舟橋 裕幸 議員	青木 謙順 議員
	中森 博文 議員	

2 地方議会活性化シンポジウム 2026

(1) 派遣目的

地方議会活性化シンポジウム 2026 に参加することで、各地方議会において活躍している多様な人材や先駆的に取り組まれている多様な実践に触れるとともに、議会への多様な人材の参画促進や議会審議の充実・活性化等について議論を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和8年11月18日 1日間

(4) 派遣議員	芳野 正英 議員	藤根 正典 議員
	石田 成生 議員	長田 隆尚 議員

10月16日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案、認定議案及び監査委員の審査意見書の配付について
- ・地方財政健全化法に基づく監査委員の審査意見書の配付について
- ・令和7年度三重県内部統制評価報告書及び監査委員の同審査意見書の配付について

日程第1 議案第97号から議案第110号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 認定第1号から認定第4号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第3 請願取り下げの件

日程第4 請願の件
〔討論、採決〕

日程第5 意見書案第11号から意見書案第19号まで
〔討論、採決〕

日程第6 議案第111号
〔提案説明、採決〕

日程第7 認定第5号から認定第16号まで
〔提案説明、委員会付託〕

日程第8 議員派遣の件

休会の件

散 会

予算決算常任委員会
インターンシップ実習生による報告会
海外政務活動報告会
委員長会議